

生命保険金を活用した

相続対策 その④

～生命保険金で納税資金を確保しよう～

生命保険金は相続対策に有効だ！

って聞いたことありませんか？

生命保険金がどのように相続対策に有効か、

正しい活用方法や注意点について一緒に

見ていきましょう。



生命保険金を相続対策で活用するメリット

生命保険金の活用メリットは次の4つです

1. 生命保険金の「非課税枠」が使える（その②動画で説明）
2. 受取人を生前に自由に選べる（その③動画で説明）
3. 納税資金を確保できる（その④動画で説明）
4. 生命保険金は遺産分割の対象外（その⑤動画で説明）

生命保険金で「納税資金」の確保を

相続税の納税期限は相続開始10ヶ月後です！

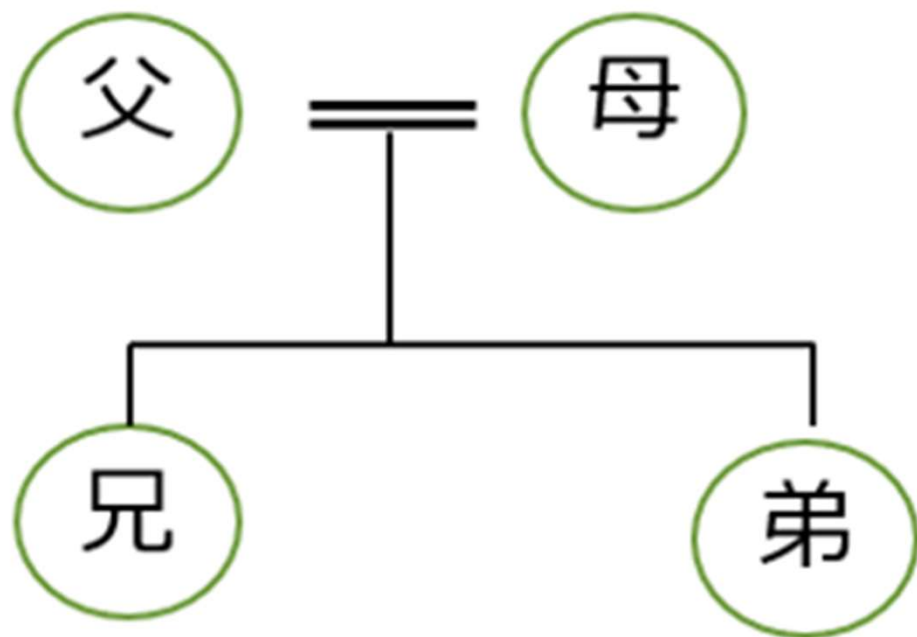
- 相続税の納税は現金一括納付が原則です。
- 10ヶ月で遺産分割がまとまらなかった場合でも相続税は現金一括納付を求められます。

➡ 何とかして納税資金を確保する必要があります。

生命保険金で納税資金を確保するメリット

- 支払われる金額の予定が簡単
- 遺産分割未完了でも保険金の入金可
- 直接受取人（相続人）に入金される

生命保険金で納税資金を確保する場合の注意点



- ・ 配偶者は相続税の特例があり、相続税の納税が発生しないケースがあります。この場合、保険金が配偶者に入金された場合、その保険金を子が納税で使うと**贈与税の対象**となります。

END